防犯交通安全だより 令和3年度 №4

自転車もルールを守ろう

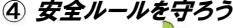
- (1) 自転車は 車道が原則 (2) 車道は 歩道は例外
 - 左側を通行
- ③ 歩道は 歩行者優先 重道寄りを徐行







④ 安全ルールを守ろう







(5) 子どもは ヘルメット



富士市内公共交通共通回数券の

令和3年度分申請が締め切り間近です!

対象者:平成29年4月1日~令和4年3月31日までに

①運転免許を自主返納した方

②運転免許が失効した方

上記のうち、令和3年度分の申請がお済みでない方は 令和4年3月31日までにご申請ください。



必要書類:上記①の方は「申請による運転免許の取り消し通知書」または

「運転経歴証明書」・有効期限が切れた免許証 上記②の方は有効期限の切れた免許証等、失効日を証明するもの

申請場所: ·**富士市役所3階市民安全課**(即日交付)

· 各地区まちづくりセンター (後日郵送)

「富士市内公共交通共通回数券」とは市内の公共交通機関で使用できる 5.000円分の券です。



富士山とともに 輝く未来を拓くまち 富士市 市民部 市民安全課 SDGs 未来都市 富士市 防 犯 交 通 安



₹ 5 5 − 2 8 3 1